

広島県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十二年三月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道羽和泉室町線	三原市久井町坂井原字坊蔵四一四番一地从 三原市久井町坂井原字坊蔵四一四番五地先まで	平成二十二年三月八日